

適用拡大登録

区 分	殺菌剤
農 薬 名	スクレアフロアブル
種 類 名	マンデストロビン水和剤
登 録 番 号	第 23701 号
登 録 会 社	住友化学株式会社
登 録 日	令和 7 年 2 月 26 日

登録内容

農薬登録申請書第 7 項を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

- ・作物名「あずき」を追加し、それに伴い、作物名「豆類（種実、ただし、だいず、らっかせいを除く）」を「豆類（種実、ただし、だいず、あずき、らっかせいを除く）」に変更する。
- ・作物名「だいず」および「キャベツ」の使用方法に「無人航空機による散布」を追加する。
- ・作物名「もも」および「ネクタリン」に適用病害虫名「果実赤点病」を追加する。
- ・作物名「小粒核果類（うめを除く）」および「うめ」に適用病害虫名「灰星病」を追加する。

使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項に(4)を追加し、現行(4)以降を順次繰り下げ、別紙のとおりとする。

【追加事項】

- (4) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
- ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカヤックの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

別紙

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	マンデスロピンを 含む 農薬の 総使用回数
豆類 (種実、ただし、 だいず、 あずき、 らっかせい を除く)	菌核病 炭疽病 灰色かび病	2000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	3 回以内	散布	3 回以内
あずき	菌核病	16 倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	
だいず	菌核病 紫斑病 炭疽病 灰色かび病	2000 倍	100～300 L/10a			散布	
		16 倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	
キャベツ	菌核病	2000 倍	100～300 L/10a			散布	
		32 倍	1.6L/10a			無人航空機 による散布	
もも ネクタリン	うどんこ病 果実赤点病 黒星病 灰星病 ホモフシス腐敗病	2000～ 3000 倍	200～700 L/10a			散布	
小粒核果類 (うめを除く)	黒星病 灰星病						
うめ	環紋葉枯病 黒星病 灰星病						

別紙

【変更後】

第 8 項

- (1) 使用前に容器をよく振ること。
- (2) 散布液調製後はそのまま放置せず、できるだけすみやかに散布すること。
- (3) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態および散布方法に合わせて調製すること。
- (4) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (5) ぶどうに使用する場合、果粉の溶脱を生じるおそれがあるので注意すること。
- (6) なしに使用する場合、花卉の焼け、葉への褐点発生等の薬害を生じるおそれがあるので、次の点に注意すること。
 - ① 開花期に使用する場合は、展着剤を加用しないこと。
 - ② 他の薬剤を混用する場合や展着剤を加用する場合は、事前に薬害の有無を十分に確認してから使用すること。
 - ③ 気象条件等により散布時や散布後に湿度が高く、薬液が長時間乾かなかつた場合は、薬害が生じやすいので、使用しないこと。
 - ④ 施設栽培、トンネル栽培、雨除け栽培などの多湿になりやすい条件下では薬液が乾きにくいおそれがあるため、注意して使用すること。
 - ⑤ 高温多湿となりやすい施設栽培の場合は、散布前後に十分な換気を行い、極端な高温多湿となりやすい条件の場合は散布しないこと。
- (7) 施設栽培で施設内が高温多湿な場合は、薬害を防ぐため散布前後に十分な換気を行うこと。また、特に極端な高温多湿となりやすい条件の場合は使用しないこと。
- (8) みずかけな（水掛菜）に使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 1 4 日間は入水しないこと。
- (9) 乾燥が続く条件下においてほうれんそうに対し灌注で使用する場合、株立数減少などが起きることがあるので注意すること。
- (10) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (11) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。